## 日本障害法学会設立に寄せて

障害法学会設立発起人代表 東 俊裕 (熊本学園大学・弁護士)

## I 歴史の転換点

20世紀の前半は、世界の先進国が国家として障害者に牙をむいた時代であった。 19世紀後半にイギリスで生まれた優生学は、程なく欧米の先進国に浸透した。 自然界における自然淘汰と異なり、人間社会では逆淘汰が起きている、障害者はねずみ算式に不良な子孫を産み社会に脅威を与えているとして、強制隔離、断種、堕胎、移民制限、さらには生命の抹殺など、その程度に差はあれ、かなりの国で優生政策が断行された。日本においても例外ではなかった。しかも、ナチスのT4計画による直接的な抹殺政策は別としても、20世紀初頭から始まった強制隔離や断種などの優生政策は、第二次世界大戦後においても終息することなく、世界の障害者は依然として非人間的な扱いを受け続けていた。

戦後国連は、1948年に世界人権宣言、1966年には国際人権規約を採択したが、かかる優生政策を含む障害問題への言及はなく、障害者への人権蹂躙の歴史と明示的に決別するものとはなっていなかった。障害という言葉も世界人権宣言に稼働能力の喪失原因の一つとして使われているに過ぎない。経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の一般的意見第5(1994)は「規約の中に明示的な障害関係の規定がないことは、黙示的なもののみによるというよりは、4半世紀以上前の規約の起草時、この問題に明示的に言及する重要性の認識を欠いていたことによるといえる」と指摘している。

こうした中で、障害者にも人権があることを提起したのは 1950 年代もしくは 1960 年代から始まった北欧やアメリカでの大規模施設の解体や脱施設化に向けての運動であった。1970 年代に入ると国連は、知的障害者の権利宣言 ('71) や障害者の権利宣言 ('75) を採択するが、これらの国連の動きはこうした運動が国連に影響を与えたことによるものと思われる。

以後、国連の障害者に関する人権政策は、1980年代になって「国際障害者年」の設定 ('81)、「障害者に関する世界行動計画」の決議 ('82)、その実施に向けた「国連・障害者の十年」('83~'92)など、急展開をもたらすことになる。しかし、障害者の十年の中間年に開催された中間年評価専門家会議が提起した障害者差別撤

廃条約の制定については、二度に亘って国連で否決され、その結果は「障害者の機会均等化に関する基準規則」('93) という法的拘束力のないガイドラインの制定に終わった。

しかしながら、1990 年代になると、障害者への差別を禁止するアメリカのA DA ('90) が世界に衝撃を与え、これまでの国連主導の動きから、国内に舞台を移した国内での権利法制定の取り組みへと変化していった。そして、そうした国内での権利法制定の広がりを背景に、90 年代の終わりには、より強固な国際規範の確立と障害者の参加をベースとした国連によるモニタリングの維持を目的として、障害者権利条約制定を求める声が上がりはじめ、これまで国連の障害者の人権政策に関わってきた多くの障害関連の国際団体の共通課題として自覚されるようになった。

2001年に設置が決まり、翌年から始まった国連の「障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するためのアドホック委員会」は、このような動きを背景としていたため、障害者団体の参加と発言を許容する形で審議を重ねた。多くの障害者団体は、条約審議に向けた国際的なネットワークとして国際障害コーカス(International Disability Caucus)に参集し、問題点を共有し意見の集約をはかるとともに"Nothing About Us Without Us"のスローガンを掲げて意見表明やロビーイングを行うなど、審議の過程においても、もはや障害者は保護や社会防衛の対象ではなく、自らを権利主体としてアピールするだけの実力を備える社会的存在であることを示した。

「障害者の権利に関する条約」は、こうした経過を辿って 2006 年 12 月 13 日 に国連総会で採択されたが、この日は、戦後も続いた障害者に対する長い人権抑圧の歴史に対する決別を国際社会が正式に宣言した日となった。

同条約は、障害者に特権を与えたものではない。いわゆる社会モデルの視点から障害を捉え、これまで障害者の人権を阻害してきた社会のありように焦点を当て、社会の態度及び環境による障壁を取り除くことで他の障害のない人と同様の人権を保障しようとするものである。その屋台骨としては、合理的配慮の否定を含むあらゆる障害に基づく差別の禁止を掲げ、生命への権利から始まる各論においては、一般に保障される人権を障害の視点から再構築したものとなっている。そして、これらの人権を実現するために国内及び国際モニタリングのシステムを採用し、この仕組みへの障害当事者の参画の道を開くものとなっている。

同条約の採択後は、再び舞台がそれぞれの国に移り、どういう形で条約を批准 するかに焦点が移った。日本政府は、2007年に署名はしたものの批准に向けて の取り組みは、2009 年 12 月に新たに設けられた障がい者制度改革推進本部とその下に設けられた障がい者制度改革推進会議の議論を待つことになった。障害に関連する法と制度が同条約から大きく乖離している状況において、改革に向けた議論をまとめることは困難ではあったが、同会議とその部会は一定の質を保ちながらコンセンサスで意見をまとめることができた。これらの意見を踏まえて、障害者基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者雇用促進法が改正若しくは制定され、さらに同時期に障害者虐待防止法も制定された。

これらの改正や新規の立法は必ずしも十分に同会議や部会の意見を反映するものではなかったが、国内法制度の在り方について、これほど障害者団体がまとまって影響を及ぼしたことは日本の歴史上初めてのことであった。こうした経緯もふまえ、最低限の条件は確保されたとして、2014年1月20日、日本政府は同条約を締結し、同年2月19日には日本にも同条約の効力が発生することになった。

これらの一連の動きは、障害者にとって極めて大きな歴史的意義を有するものであった。

国際的に言えば、1948年の世界人権宣言を皮切りとする国連の人権政策の中で、障害者の人権課題が、人類が抱える主要な人権課題の一つとしての位置づけを与えられ、このグローバルスタンダードによって、東西間あるいは南北間に横たわる障害者の人権格差をなくし、どこの国に暮らす障害者にも一定の人権が保障されるための取り組みが国連を舞台として加速することになる。

また、国内的に言えば、人権保障という観点から、謂わば社会防衛や保護の客体として出発した戦後の障害者への諸政策に変更を迫るものとなり、今後、障害者が多様性のある社会の平等な構成員の一人に加えられることになる重要な歴史の転換点に立ったことを意味している。

## II 日本障害法学会設立の意義

こうした歴史の転換点に立って、日本障害学法会設立の意義や課題が問われることになる。

法律を障害といった観点からすると、大雑把ではあるが、障害に特化した法律、一部に障害に言及する条項を有する一般法、全く障害に言及する条項をもたない 一般法、といった三分類が可能と思われる。

これらの中で、福祉、医療、教育、就労分野を中心に展開してきた障害者に特化した従来の法律、或いは、一般法の中で障害に言及する条項の中には、医学モデルの観点から構築されているため日常生活や社会生活を阻害する社会的障壁の

除去について意識化されていないだけでなく、保護の名の下に、あるいは不適格者として障害者に障害のない人の世界とは異なる暮らしを強いて一般社会から障害者を排除ないし差別する効果を有するものがある。こうした法律或いは条項に対しては、障害の社会モデルの視点、或いは、差別禁止の視点からの解決が求められるところである。

また、障害に言及していない一般法の条項の中には、外形上は障害という属性に中立ではあるが、形式的に当該条項を適用することで障害者を不利益に処遇する結果を生じかねない間接差別の問題を内包しているものも存在する。こうした法律の適用によって生じる障害者に対する不利益を防止するには合理的配慮の提供が必要不可欠であるところ、当該法律自体にはその旨の規定を欠くため、差別解消法上の合理的配慮に関する規定を持ち込んで議論することが求められることになる。

こうした問題も含め障害に関連する諸課題について、議論の法的根拠となる障害者の人権や社会モデルに関する法規範を欠いていた時代においては一部の実務家や研究者を除いた多くの法律家には関心が薄く、議論があったにしても既存の法制度の枠内に留まりがちであった。

しかしながら、現在においては、国内的効力を有するに至った障害者権利条約やそれを具体化した法律が示す社会モデルや差別の禁止等の視点から、既存の法制度を分析し、解釈し、問題提起できる法的な環境が不十分ながら用意されるに至った。

そうした歴史の転換点に立って自覚的にこれらの課題に取り組む障害法学会が 設立されたことは、まさに時期を得たものであり、日本の障害者の人権やその地 位の向上に大きな貢献を果たすものと確信している。